

### 3 学校安全

#### (1) 学校安全の意義

生涯にわたって健康、安全で幸福な生活のために必要な資質を養い、心身の調和的な発達を図ることは、学校教育の重要な目標となっています。学校安全は、この目標に沿って児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしています。

#### (2) 学校安全の領域と内容

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を予測して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されています。

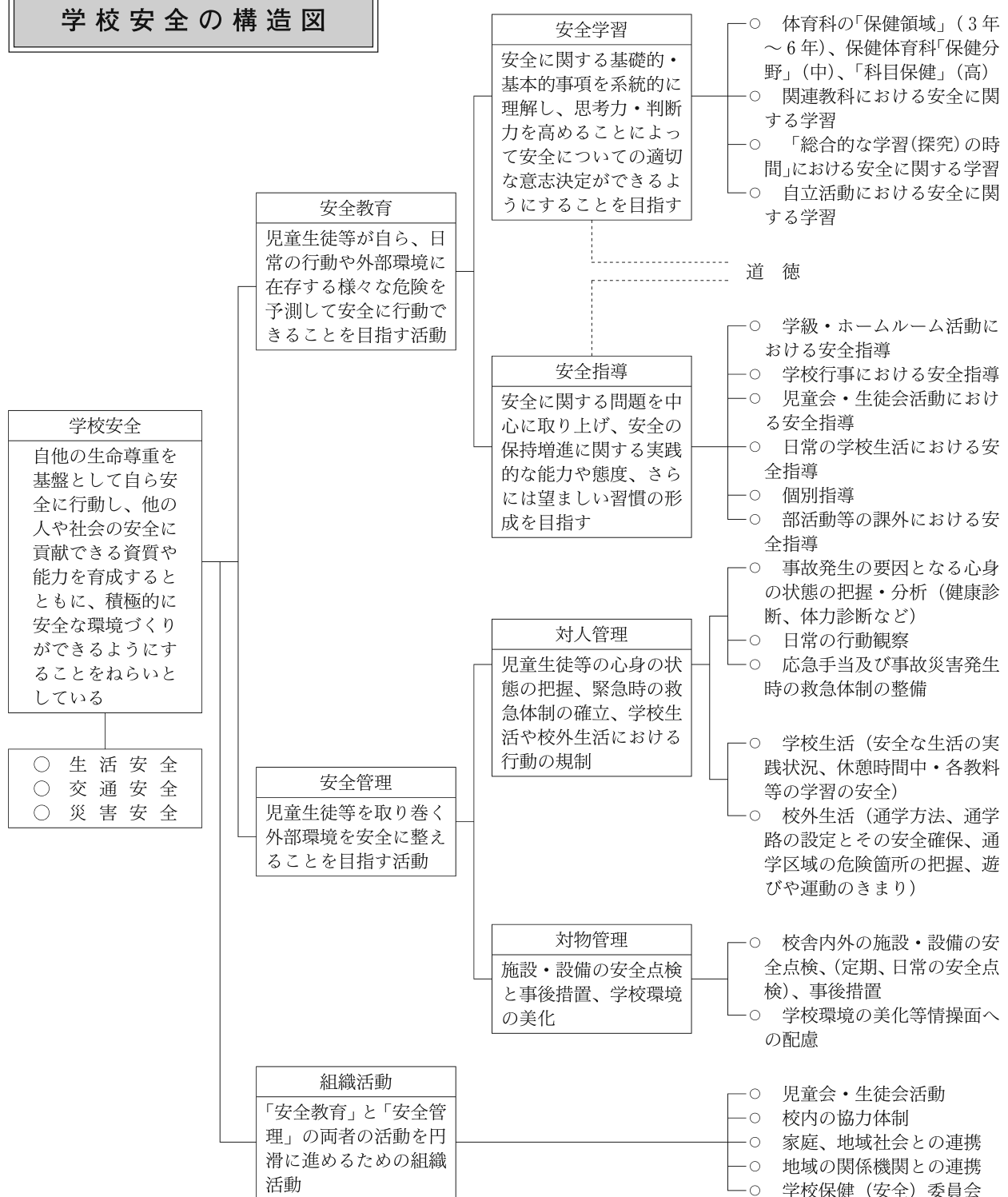
安全教育には、安全に関する基礎的・基本的な事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面するあるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものです。

安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるもので、その内容は、基本的に児童生徒の行動等にかかわる「対人管理」と環境にかかわる「対物管理」によって構成されます。

また、学校安全は、児童生徒の事故の実態等を踏まえ、防犯を含む生活一般の安全に関する「生活安全」、交通事故の防止に関する「交通安全」、災害発生時の安全に関する「災害安全」に大別して適切に推進することが大切です。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など、児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の「新たな危機事象」への対応が求められており、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要です。

# 学校安全の構造図



### (3) 学校安全計画の作成

児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められます。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要です。

#### 【学校保健安全法】

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

### (4) 事故防止及び事故発生時の留意事項

各学校においては、「学校における危機管理の手引（改訂3版）～適切な学校運営のために～」(北海道教育委員会 平成31年2月)等を積極的に活用し、学校保健安全法第29条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するとともに、危機管理に関する校内研修や危機を想定した訓練を行うなどして、日頃から教職員の危機管理意識を高め、危機管理体制の確立を図ることが重要であり、次の点に留意して事故の防止や事故発生時の対応に努めることが必要です。

#### 【学校保健安全法】

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

#### ア 日常生活の事故防止

##### ○ 休憩時間中の事故防止に関する指導

各学校での休憩時間の安全な過ごし方については、保健学習や日常生活等のなかで指導を徹底するとともに、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動などの中で効果的に取り上げます。

##### ○ 活動場所と施設用具の安全管理

常に施設用具等の安全点検を行い、危険な箇所での修理や危険物の除去に努めます。特に、階段の手すりの破損や壁の突起物、ガラスの破片など、事故の原因となるものについての点検・整備を行うとともに、遊び場所等の広さと人数の関係に配慮し、学年・学級別に使用時間や区域を決めて使用させることなどについて考慮することも大切です。

##### ○ 安全な行動についての指導

児童生徒の粗暴な行動や自己の能力の過信による行動或いは禁止区域での遊び等については十分注意するとともに、危険な行動が目立つ児童生徒に対しては、日常生活の中で適切な個別指導を行います。

## イ 体育活動時の事故防止

### ○ 安全点検の励行

体育活動等に使用する施設用具の安全点検と整備、使用後の用具の収納や不要物の撤去等については細心の注意をはらい確実に点検を行います。

### ○ 指導計画等の整備及び児童生徒の技能の程度や健康状態の把握

体育活動の指導計画を作成する際に、児童生徒の運動経験や体力等を十分考慮して、負担過重や危険度の高いものにならないよう配慮し、特に、体育的な学校行事や対外運動競技に参加させる場合には、事前に健康診断を受けさせるなど健康状態を十分に把握します。

### ○ 体育活動中の指導体制

体育活動は、必ず指導教員による直接指導のもとに行うこととし、直接指導に当たることができない場合は、適切な措置を講じて事故防止に万全を期すようにします。

## ウ 通学路の安全確保

### ○ 通学路の安全点検

通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、教育委員会、道路管理者、警察等と連携し、交通安全については、基本方針の策定及び策定した基本方針に基づく取組を継続して推進するための推進体制の構築、合同点検の実施等を、防犯については、合同点検のほか、登下校防犯プラン（登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議平成30年6月）に基づく「地域の連携の場」の構築、登下校時における防犯対策について意見交換等を行うなど、通学路の安全確保に向けた取組を推進し、安全確保を図るための対策を適切に行うことが大切です。

### ○ 交通安全教育の充実

警察等の関係機関と連携した街頭啓発活動や児童生徒が自ら危険を予測し回避することなどを目的とした体験的な活動を行う交通安全教育などを通じて、交通安全知識や自転車乗車マナーを含めた交通ルールを習得させるとともに、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、指導を徹底するとともに万が一の事態を想定して、自転車保険（損害賠償保険）への加入を推奨するなど万全の備えを講じ、交通事故防止に向けての意識の高揚を図る指導を行います。

### ○ 防犯教育の充実

防犯の専門家の知見等も活用しつつ、安全マップの作成や「子供110番の家」の活用、ロールプレイング方式等による防犯訓練の実施など、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育につながる指導を行います。

## エ 災害発生時の安全確保

### ○ 防災避難訓練

防災避難訓練は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等の発生に際して、適切に対処できるようにするために実施するもので、年間を通じて計画的に行う必要があります。訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間など児童生徒が分散している場合や放送設備が使用できない場合なども想定することが大切です。

防災教育啓発資料「学んDE防災」（小学生用・中学生用・高校生用）（北海道教育委員会 令和2年10月）や「安全教育実践事例集」（北海道教育委員会 Web掲載）等を参考に、学校や地域の状況や児童生徒の発達の段階に応じて、自然災害等の危険に際して、児童生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、災害後の生活や復旧等の「支援者となる意識」を身に付けさせる取組を進めることが必要です。